

環境影響評価書案審査意見書

「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）」に係る環境影響評価書案について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添 要一

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：国土交通省 関東地方整備局

代表者：局長 越智 繁雄

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

名称：東京都

代表者：知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名称：東京港埠頭株式会社

代表者：代表取締役社長 平野 裕司

所在地：東京都江東区青海二丁目 4 番 24 号 青海フロンティアビル 10 階

2 対象事業の名称及び種類

名称：東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）

種類：ふ頭の新設

3 対象事業の所在地

中央防波堤外側埋立地

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

- 1 工事の施行中及び工事の完了後の予測において、車種別排出係数などの予測条件等を設定した根拠が不明確なものもあることから、これらを選択した理由について、その特徴を示すなどして明らかにするとともに、必要に応じて見直しを検討すること。
- 2 工事の施行中及び工事の完了後の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

工사용車両及び利用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音レベルの増分はわずかであるため影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも多くの地点で環境基準を超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音による環境負荷の低減に努めること。

【水質汚濁】

工事の施行中における解析解による濁り（SS）の予測は、グラブ浚渫船のSS発生原単位や汚濁防止膜等によるSS除去率など、前提条件による予測の不確実性が想定される。

このことから、事後調査を確実にかつ適切に行い、その結果によっては、必要に応じて新たな汚濁防止対策をとること。

【生物・生態系】

船舶からのバラスト水による生物・生態系への影響が考えられることから、これを防止するための環境保全措置について、「船舶バラスト水規制管理条約」の発効及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の改正等の動向も踏まえ、記述すること。

【廃棄物】

建設廃棄物及び建設発生土について再資源化等を図るとしているが、それらの再資源化率等について具体的に示されていないことから、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値を踏まえ再資源化率等を設定すること。